

徳島県告示第十八号

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（一級基準点測量 三 点、三級基準点測量 十二点）	那賀川河口より左岸七 ・六km～八km並びに右 岸より六・二km～七・ 六km及び十一・四km～ 十二km （	令和三年十二月六日から 令和四年二月二十八日まで